

2020年12月2日

エコアクション21地域事務局
責任者各位

(一般財団法人持続性推進機構)
エコアクション21中央事務局長

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言に係る
予備的なお知らせについて

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する「第3波」と言われる状況下において、政府より「緊急事態宣言」が発出された場合を想定し、中央事務局より下記の事項についてお知らせします。地域事務局の皆様には、ご了知のほどお願い申し上げます。

なお、政府及び社会の動向に遅滞なく対応し、更なる決定をした場合には、速やかに通知いたします。

記

1. 政府による緊急事態宣言で指定された都道府県・区域における「審査」（書類審査及び現地審査）の一切を停止します。
なお、新規事業者様からの審査申込がすでに提出されている場合は、当該事業者様に、審査が遅延する旨を必ずお知らせ願います。
2. 緊急事態宣言で指定された都道府県・区域外に所在する事業者様の審査において、指定された都道府県・区域に居住する審査員は選任しないでください。
3. 中央判定委員会は予定通り開催致します。
4. 緊急事態宣言発出に係る地域事務局の運営体制については、指定された都道府県・区域か否かにかかわらず、各地域事務局の判断によってください。

なお、地域事務局を休業される場合は、その旨、メールにて中央事務局まで速やかに連絡願います。

以上